

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料1】

令和5年度

指定障害福祉サービス事業者等及び

指定障害児通所支援事業者等 実地指導結果（資料：県社会福祉課）

指定障害福祉サービス事業者等については、鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領に基づき平成19年度から実地指導を行っているが、平成24年度から障害児を対象とした事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援」に再編されたことから、指定障害児通所支援事業者については、鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領に基づき実地指導を行っている。指定障害児入所施設等については、鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領に基づき、平成27年度から一般監査を行っている。

また、毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導を行っている。

1 指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の結果概要

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の全事業所・施設を対象に、サービス提供等の留意事項、サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び前年度の実地指導結果の概要などについて、講習等の方法により行っているが、令和5年度については、講習等の形式によらず、県ホームページに資料を掲載により行った。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査結果の概要

実地指導は、1,298事業所・施設を対象に、394事業所等について行い（実施率30.4%）、そのうち186事業所等に対して延べ486件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「運営に関する基準」が全体の約8割を占めているが、その内訳をみると、「身体拘束等の禁止（111件）」、「内容及び手続の説明及び同意（62件）」、「非常災害対策（29件）」等の指摘があった。

また、「介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い」に関しては、99件の指摘があり、算定誤り等により12事業所に返還を指示した。

3 指定障害児通所支援事業者の指導・監査結果の概要

実地指導は、473事業所を対象に、172事業所について行い（実施率36.4%）、そのうち67事業所に対して延べ219件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「身体拘束等の禁止（39件）」、「内容及び手続の説明及び同意（32件）」、「サービス提供の記録（16件）」等、運営に関する指摘がみられた。

また、「障害児通所給付費の算定及び取り扱い」に関しては、48件の指摘があり、算定誤り等により6事業所等に返還を指示した。

なお、監査は指導員等給付費の不正受領等の疑いにより、1事業所に対して実施した。

4 指定障害児入所施設等の指導・監査結果の概要

一般監査は、10施設を対象に、1施設について行った。（指摘事項及び返還を指示した施設なし。）

5 実地指導状況

※ 令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、実地による指導等を実施した。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	居宅介護事業所	161		44	24	49
2	重度訪問介護事業所	154		43	23	27
3	同行援護事業所	51		15	7	21
4	行動援護事業所	16		5	2	4
5	重度障害者等包括支援事業所	0		-	-	-
6	自立生活援助事業所	5		1	1	1
7	療養介護事業所	3		1	1	1
8	生活介護事業所	149		45	16	47
9	短期入所事業所	111		36	11	19
10	障害者支援施設	58		22	7	17
11	共同生活援助事業所	146		51	27	64
12	自立訓練（機能訓練）事業所	6		5	2	15

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
13	自立訓練（生活訓練）事業所	20		10	3	11
14	就労移行支援事業所	25		4	4	11
15	就労継続支援（A型）事業所	54		14	7	18
16	就労継続支援（B型）事業所	256		82	46	171
17	就労定着支援事業所	6		2	1	4
18	地域移行支援事業所	39		8	2	4
19	地域定着支援事業所	38		6	2	2
合 計		1298		394	186	486

(2) 指定障害児通所支援事業者

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	児童発達支援事業所	151		55	21	71
2	福祉型 児童発達支援センター	14		3	1	-
3	放課後等デイサービス事業所	247		89	42	132
4	居宅訪問型児童発達支援事業所	6		3	1	1
5	保育所等訪問支援事業所	55		22	2	15
合 計		473		172	67	219

(3) 指定障害児入所施設等

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	福祉型障害児入所施設	8		1	-	-
2	医療型障害児入所施設	2		0	-	-
合 計		10		1	-	-

※ 文書指摘内容詳細は、別表5

(別表5)

事業者等に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	障害福祉 サービス事 業者等	障害児通所 支援事業者	障害児入所 施設等	備 考
第1 基本方針	0	-	-	-	
第2 人員に関する基準	10	7	3	-	・ 従業員の員数
第3 設備に関する基準	0	-	-	-	
第4 運営に関する基準	547	379	168	-	・ 身体拘束等の禁止 ・ 内容及び手続の説明及び 同意 ・ 非常災害対策 ・ サービスの提供の記録 ・ 虐待の防止 ・ 運営規程 等
第5 多機能型（一体型） に関する特例	0	-	-	-	
第6 障害児通所給付費 の算定及び取扱い	48	-	48	-	・ 各種加算 ・ 基本事項
第7 介護(訓練等)給付費の 算定及び取扱い	99	99	-	-	・ 共同生活援助，就労支援 B（サービス） ・ 各種加算 ・ 基本事項
第8 その他	1	1	-	-	
合 計	705	486	219	0	